

経営会議の内容

| | |
|-------|---|
| 件 名 | 大和市介護保険条例の一部改正について |
| 所 管 部 | 健康福祉部 |
| 日時・場所 | 平成30年1月23日（火）10：45 ～ 11：30 政策会議室 |
| 出 席 者 | 市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、介護保険課長 |
| 提出理由 | 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び介護保険法の改正に伴い、介護保険料の改定を行いたいため |
| 会議経過 | <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の基準額について、現時点での県平均を下回っているが、全国平均と比べてどうか。 （所管部）第7期計画は各市町村で現在策定中であるため、全国平均は把握できていない。現行の第6期計画では全国平均を下回っている。 ・第6期への基金取り崩し額はいくらか。また、第8期に向けてどのように積み立てや取り崩しを行う予定か。 （所管部）基金については、基本的には積み足して将来に備える基金ではなく、3年間で取り崩し、当該期間内の保険料の平準化のために使用するものである。第6期では、6億円を取り崩す見込みだが、29年度の決算が確定していないので、取崩し額は確定していない。一般的には1年目は基金に積み立てて、3年目に取り崩す運用を行っている。 ・現有の基金について、全額取り崩さないのは何故か。 （所管部）第6期の基金残高は現時点での見込みであるため、第6期計画期間中に不足が生じた際に運用が必要であり、また、国からの調整交付金の増減によって必要額が変化することから、安全率を見て設定した金額である。 ・保険料率の上限は、介護保険法等で定められているか。 （所管部）特段の定めはない。 ・16段階に細分化することによって、上位所得者の保険料の伸び率が高いように感じる。これに対して、どのように説明していくのか。 （所管部）審議会からも丁寧な説明をするように意見が出ており、広報やまと等で説明を行っていく。 ・論理的な説明ができるように準備しておく必要がある。 ・介護認定について、申請から認定まで、どれくらい時間がかかるものか。 （所管部）申請いただいてから、40日程度かかる。 ・平成29年度から32年度で、要介護認定者が1,500人以上増加する見込みであるが、認定に要する時間が長くなってしまふことへの対応など、対策はあるか。 （所管部）更新認定の有効期間の上限が最長2年だったが、平成30年4月以降、3年に変更されることになり、認定件数は抑えられると考えている。 ・保険料率は所得段階に応じて上昇をしているが、第6期からの伸び率をみると、新10段階などは、伸び率が高くなっている。市民にはどのように説明するのか。 （所管部）第6期は所得段階間の料率の差が大きいところもあったが、第7期で16段階に細分化し、料率を見直したことで、バランスが整ったものと考えている。 ・市民に理解いただける金額、上昇率であれば問題ないが、分かりにくさを感じるため、丁寧な説明が必要となる。 |

- ・介護給付費等の総額は、どのように算出した金額か。
 (所管部) 国のシステムに、男女別・年齢別の人口や所得段階別の人数、給付費の実績などを入力し、推計された伸び率より算出したものである。
- ・市の裁量による増減はあるのか。
 (所管部) 全体に占める割合は少ないが、地域支援事業については各市に裁量がある。その他大部分については全国一律の基準を用いている。
- ・特別養護老人ホームなどの施設数によって、基準額に影響は出るのか。
 (所管部) 特別養護老人ホームやデイサービスなどのサービスごとの利用件数をシステムに入力した結果である。
- ・現在の社会情勢の中、止むを得ない増額だと思うが、認定者数の増加割合に対して給付費の伸び率が高く感じるが、どのような要因が考えられるか。
 (所管部) 平成30年度以降は予算額であることから、安全率を見て、若干高めにしている。他にも、平成31年10月の消費税増税の影響など、様々な要因が考えられる。
- ・公費による保険料軽減措置について、予定されている「さらなる軽減」は、どのような内容となる見込みか。
 (所管部) 所得段階1、2の保険料率0.5が0.3に、所得段階3の保険料率0.7が0.5に、所得段階4の保険料率0.75が0.7に、それぞれ引き下げられる予定である。
- ・要介護、要支援の比率は大きく変化しないのか。
 (所管部) ほぼ同じような数字を想定している。
- ・4月に介護報酬のプラス改定があるが、見込んでいるか。
 (所管部) 介護報酬のプラス改定0.54%を踏まえた金額となっている。
- ・所得段階をこれまでの12段階から16段階に細分化することで、32.1%や43.6%の増となる段階もあるが、高所得者はそもそも有料老人ホームに入れるので介護保険サービスを使わないのではないかと。また、県内に本市以外で16段階としている市はあるか。
 (所管部) 有料老人ホームに入居されている高所得者であっても、サービスの利用は見込まれる。所得段階について、現行の第6期で16段階を採用しているのは4市で、保険料率が高い市は鎌倉の2.7、横浜や逗子の2.6である。
- ・保険料の基準額が4,000円台の市があるが、これは特養などの施設が少ないことなどが理由だと考えられる。しかし、藤沢市や茅ヶ崎市など、規模の大きな自治体で保険料が抑制されているが、どのような理由が考えられるか。
 (所管部) 藤沢市について、以前は本市より高い保険料が設定されていたことなどもあり、基金への積み立てが行われていたようで、その基金の取り崩しを行うことで保険料が抑制されているとのことである。茅ヶ崎市の明確な理由は把握できていないが、人口に対して施設がやや少ないことが要因の一つではないかと考えている。他市の状況の分析は、今後も行っていく。
- ・介護給付費等の総額について、第6期の決算見込み387億円から、第7期では499億円まで増加している。30%近い増加率だが、適切な金額であるか。
 (所管部) 全国共通で使用している国のシステムを用いて算出している。
- ・他市との比較についても、説明できるよう資料を整えておくように。
 (所管部) 市民に負担増を求めることになるため、議会や市民への対応時にしっかり説明できるように準備していく。今回の積算は適正であると考えているが、ケアプラン点検の取り組みも含め、内部で考えながら適切な対応をしていく必要がある。

会議結果

案のとおり、進めていく。